

マイナンバー(個人番号)確認書類と身元確認書類

文京区介護保険課

1 個人番号確認書類

- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 通知カード(記載事項が現在の住民票と一致している場合のみ)
- マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し
- マイナンバー(個人番号)が記載された住民票記載事項証明書

2 身元確認書類

身元確認書類は、券面事項で本人と確認でき、有効期限内のものに限ります。

1点で確認できる書類

- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 運転免許証
- 運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)
- 旅券(パスポート)
- 住民基本台帳カード(写真付)
- 在留カード(写真付)
- 特別永住者証明書(写真付)
- 官公署発行の身分証明書(写真付)等
例:介護支援専門員証等

2点で確認できる書類(ア欄から2点、またはア欄とイ欄から各1点)

ア欄	イ欄
<ul style="list-style-type: none">○介護保険被保険者証○介護保険負担割合証○国民健康保険被保険者証※○後期高齢者医療被保険者証※○健康保険証※○共済組合証※○年金手帳○国民年金証書○厚生年金証書○住民基本台帳カード(写真なし)○生活保護受給者証 等	<ul style="list-style-type: none">○法人の身分証明書(写真付)○官公署発行の資格証明書(写真付)○学生証(写真付)○預金通帳○キャッシュカード○クレジットカード○診察券○シルバーパス○公共料金領収書(3か月以内)○官公署からの通知書 (住所、氏名の記載あるもの)等

※各種健康保険証は、最長で令和7年12月1日まで(有効期限が令和7年12月1日より前に切れる場合はその有効期限まで)記載事項に変更がなければ身元確認書類として使用できます。

※身元確認書類として、各種健康保険証(有効なものに限る)の写しを郵送で提出いただく際には、「保険者番号」および「被保険者等記号・番号等」を、黒塗りなどにより、見えないようにしてお送りください。

【対象となる健康保険証】

健康保険(社保(協会けんぽ)・組保)

国民健康保険

船員保険

後期高齢者医療制度

国家/地方公務員共済組合

私立学校教職員共済制度